○飯塚市消防団協力事業所表示制度実施要綱

平成25年4月23日

飯塚市告示第111号

改正　R8―200

（目的）

第1条　この告示は、飯塚市消防団の活動に積極的に協力する事業所等に対して、消防団協力事業所表示証を交付するため、必要な事項を定め、もって地域の消防防災力の充実強化等の一層の推進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条　この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　事業所等　事業所その他団体をいう。

(2)　協力事業所　市長が消防団活動に協力している事業所等として認め、消防団協力事業所表示証を交付する消防団協力事業所等をいう。

(3)　表示証　協力事業所に対して、消防団活動に協力する証として交付する消防団協力事業所表示証をいう。

（表示証の交付申請及び推薦）

第3条　協力事業所としての認定及び表示証の交付を受けようとする事業所等の代表者は、市長に飯塚市消防団協力事業所表示申請書により申請を行うものとする。

2　消防団長は、協力事業所として適当と認められる事業所等について、飯塚市消防団協力事業所推薦書により、市長に推薦することができる。

（認定）

第4条　市長は、前条に規定する申請又は推薦があった場合、当該事業所等が消防関係法令上の違反がなく、かつ、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合すると認めるときは、協力事業所の認定を行うものとする。

(1)　複数の従業員が飯塚市消防団に入団している事業所等

(2)　従業員の消防団活動に対し優遇措置等の規程等を設け、消防団活動に積極的に配慮している事業所等

(3)　災害時及び訓練時等における資機材や場所等の無償提供など、消防団活動に協力している事業所等

（表示証の交付）

第5条　市長は、審査の結果、協力事業所の認定を行ったときは、当該事業所等に飯塚市消防団協力事業所認定通知書により通知するとともに、飯塚市消防団協力事業所表示証交付書及び飯塚市消防団協力事業所表示証を交付するものとする。

2　市長は、審査の結果、認定基準に適合しないときは、申請者又は推薦者及び事業所等に対し、飯塚市消防団協力事業所不認定通知書により通知するものとする。

3　協力事業所として認定した事業所等が隣接した市町にある場合は、当該市町と協議の上、隣接市町の市町長と連名で表示証を交付することができるものとする。

（表示証の表示）

第6条　協力事業所は、表示証を交付した市町名、交付された年月等を付して表示証を表示することができる。

2　協力事業所として認めた事業所等が他の市町村にある場合は前項の表示の他に、当該事業所が所在する市町の名称も併せて付することができる。

3　表示証は、表示証を交付された事業所等の見えやすい場所に表示するものとする。

4　協力事業所は、前条第1項に規定する表示証のほか、パンフレット、チラシ、ポスター、看板、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行う映像その他の広告に当該表示証の寸法を縦横同率に拡大又は縮小したものを表示することができる。

（表示証交付整理簿の備付け）

第7条　市長は、表示証の交付に際して、飯塚市消防団協力事業所表示証交付整理簿を備付け、表示証の交付に関する事業所の名称、住所、有効期間等の必要事項を記録するものとする。

（表示有効期間等）

第8条　表示の有効期間は、申請年度については、認定の日から当該年度の翌年度末までとする。ただし、協力事業所が総務省消防庁消防団協力事業所表示証の交付を受けた場合は、表示の有効期間は、総務省消防庁消防団協力事業所表示証の交付を受けた日から2年間とする。

2　表示証の表示の効力が失効したときは、事業所等は第6条に規定する表示を行うことができない。

（認定の更新）

第9条　市長は、前条第1項の表示有効期間満了前に第4条に規定する基準の適合及び認定継続の意思を確認したときは、協力事業所としての認定の期間を表示有効期間満了日の次の日から2年間更新するものとする。

（認定の取消し）

第10条　市長は、協力事業所が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定を取り消すことができる。

(1)　事業を廃止又は休止したとき。

(2)　第4条に規定する基準を満たさなくなったとき。

(3)　役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(4)　暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は、暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(5)　暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用しているとき。

(6)　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(7)　役員等が暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(8)　役員等が暴力団若しくは暴力団員と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有していると認められるとき。

(9)　偽りその他不正な手段により表示証の認定を受けたとき。

(10)　その他協力事業所としての表示が適当でないと認めるとき。

2　市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、飯塚市消防団協力事業所認定取消し及び表示証返還通知書により通知するものとする。

3　前項の規定により協力事業所の認定を取り消された事業所等は、速やかに、表示証を市長へ返還しなければならない。

（協力事業所の公表）

第11条　市長は、協力事業所の名称、消防団への協力内容等を、広報紙等により公表することができる。

（所管）

第12条　この告示に関する事務は、総務部防災安全課が所管する。

（R8―200一改）

（補則）

第13条　この告示に定めるもののほか、申請書等の様式その他必要な事項は、別に定める。

附　則

この告示は、告示の日から施行する。

附　則（令和8年6月9日　告示第200号）

この告示は、告示の日から施行する。